

(仮称) 札幌市市民活動促進条例素案に対する ご意見の概要と市の考え方

このたびは、たくさんのご意見をお寄せいただきまして誠にありがとうございました。
いただきましたたくさんのご意見の概要とそれに対する市の考え方をご報告いたします。

平成 18 年 (2006 年) 11 月 札幌市 市民まちづくり局 市民活動促進担当
電話 : 011 - 211 - 2964 FAX : 011 - 218 - 5156

1 意見募集実施の概要

(1) 募集期間

平成 18 年 9 月 25 日 (月) から 10 月 24 日 (火) まで

(2) 資料配付方法、配付数

公共施設等への配付・配置 3,800 部

< 内訳 >

(ア) 本庁・区公共施設(本庁、区役所、まちづくりセンター等)配置 2,321 部

(イ) その他の公共施設(中央・地区図書館等)配置 655 部

(ウ) 市民活動サポートセンター配置 824 部

2 回答状況

【年代別回答件数集計】

(単位:件、%)

	郵送等紙媒体		構成比	メール・HP		構成比	合計	構成比
~10代	0	0.0	1	2.3	1	0.6		
20代	20	14.7	4	9.1	24	13.3		
30代	7	5.2	11	25.0	18	10.0		
40代	12	8.8	5	11.4	17	9.4		
50代	20	14.7	7	15.9	27	15.0		
60代	25	18.4	6	13.6	31	17.2		
70代	36	26.5	1	2.3	37	20.6		
80代~	4	2.9	1	2.3	5	2.8		
無回答	12	8.8	8	18.2	20	11.1		
合計	75.6%	136	100.0	24.4%	44	100.0	180	100.0

3 「ご意見記入」欄への記載状況

ご意見をいただいた人数 180 名、ご意見総数 406 件



意見の内訳

区 分	ページ	意見数
【条例の必要性】	1	57 件
< 条例に賛成 >	1	48 件
< 条例に反対・疑問 >	1	8 件
< その他 >	2	1 件
【条例制定後の効果について】	2	16 件
【条例や市民活動全体の普及啓発について】	3	14 件
【条例全体に対する意見・要望】	3	13 件
【条例中の表現について】	5	15 件
【1 豊かで活力ある地域社会の実現のために（総則・定義）】	5	31 件
< 目的について >	5	3 件
< 定義について >	5	23 件
< 基本理念について >	8	5 件
【2 市民、事業者及び市の役割】	8	28 件
< 全体について >	8	12 件
< 市民の役割について >	10	9 件
< その他 >	11	7 件
【3 市民活動促進基本計画】	12	6 件
【4 市の施策（職員への啓発・市内部の連携、施策の4本柱）】	12	80 件
< 施策全体について >	12	7 件
< 支援体制について >	13	15 件
< 情報の支援について >	14	15 件
< 人材育成について >	15	17 件
< 場の支援について >	17	10 件
< 財政的支援について >	18	16 件
【5 寄附文化の醸成を目指します】	19	29 件
【6 市民活動を支援するための基金の設置】	22	49 件
【7 市民活動促進テーブルの設置】	26	35 件
【その他】	27	33 件
総 数		406 件

意見の概要とそれに対する市（行政）の考え方

【条例の必要性】 57件

＜条例に賛成＞ 48件

（条例に賛成） 39件

※番号はいただいた総件数406件のご意見を内容別に分類整理するために便宜的につけたものです。

番号	意見の概要	市の考え方
1～ 39	・まちづくりの主役は市民であり、様々な活動をより実りあるものにするという主旨に賛同する。（39件） （条例に感動、感激） 2件	まちづくりに大きな役割を果たすことが期待される市民活動を支援・促進するための基本理念や施策等について条例で定めることにより、市民、事業者及び市が協働してまちづくりを担うとともに、市民活動がその特性・特長を生かすことができるような環境づくりを進め、豊かで魅力あるまちづくりを目指していきたいと考えています。
40～ 41	・こうした条例が考えられていることに感激した。（2件） （条例の早期成立を求む） 7件	
42～ 48	・条例の早期制定を望む。（7件）	

＜条例に反対・疑問＞ 8件

（市民活動の促進は賛成だが、条例は必要ではない（自由な活動を縛らない配慮が必要）） 6件

番号	意見の概要	市の考え方
49～ 53	・自主的な活動であるはずの市民活動を条例で縛る必要性が感じられない。（5件）	札幌市としましては、条例に盛り込まれた各施策の実施により、市民活動がより一層活動しやすくなるような環境づくりを目指してまいります。活動されている方々を規制する、あるいは強制的に活動に参加を求めることは一切ございませんので、ご理解、ご協力をお願いいたします。
54	・条例は新しい考え方だとは思いますが、市民が進んで条例素案を望み、賛成するだろうか。	

（市民活動は重要ではない） 2件

番号	意見の概要	市の考え方
55	・市民活動を促進することが、まちづくりにとってそんなに重要な要素とは思わない。	今年度実施した市政世論調査において、約93%の方が地域コミュニティによる活動は必要であると考えていると回答されています。 また、昨年、内閣府において実施した世論調査においては、現状ではNPO活動に参加したことがある方は約7%しかいないのに対し、今後については約44%の方が活動に参加したいと回答しております。 このことから、町内会をはじめとした地域コミュニティ活動やNPOなどの新しい担い手による活動などといった市民活動は市民にとって重要な役割を担っているものと考えられます。 札幌市においても福祉、子育て、環境などのさまざまな分野で市民活動が活発に行われており、市民活動の専門性や固有のノウハウをまちづくりに生かしていくことは必要と考えています。 この条例の制定により、より一層、市民活動が促進され、これまで以上に、我々行政が担いきれない市民の多様なニーズに応えることができるようになり、魅力あるまちづくりに資することができると考えております。
56	・市民活動の促進の必要性を明示してほしい。	

<その他> 1件

番号	意見の概要	市の考え方
57	・ 条例案には活動している人の意見をもっと取り入れてほしかった。	条例案の作成に当たっては、市民会議である市民活動促進条例検討協議会の協議、市民アンケート調査及び市民活動団体アンケート調査等、ホームページ、さらに今回の市民意見の募集など、これまで市民の意見を聴く機会をできるだけ設けてきたところです。

【条例制定後の効果について】 16件

番号	意見の概要	市の考え方
58	・ 条例よりも、道職員、市職員のOBが先頭に立ち、住みよい社会をつくりあげていく意識を各自に植え付ける方が先決。	「市民の役割」では、市民活動に関する理解を深め、市民活動の促進に協力するよう努めるものとして定めており、市民それぞれができることから実践する趣旨となっています。道職員、市職員OBも市民であることから、これらの規定に基づき、積極的に市民活動、まちづくり活動に参加することを期待しているところです。
59	・ 市はもっと市民全体に負担をかけるのではなく、本当のサービス活動は何かを考えてもらいたい。	市民活動の促進により行政サービスが削減されるというよりも、行政サービスの質的転換と考えています。具体的には、今まで直接行政が取組んできたような分野についても、市民活動が代わってその公共サービスを担うということが出てくるので、その場合、行政の関わり方として、そのような市民活動が活発になるような環境づくりや条件整備に努めることが必要と考えています。
60	・ 条例制定前に、まずすべきことがある。(行財政のスリム化→遅い、第3セクターの見直し、各種助成金の必要性等の見直し、市職員の手当等の見直し、税金は市または市職員のものとの認識を正す、地域的的確な情報のデータベース化と共有、市議会議員のモラル向上)	札幌市の財政は非常に厳しい状況にあることから、これまでも「市役所改革プラン」の中で様々な見直しを行っているところであり、ご指摘の内容も含め今後とも行っていく必要があると考えております。 一方、昨今の多様化、高度化している市民ニーズに対しては、行政だけでは対応しきれない状況になっており、市民活動をこれまで以上に促進する必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
61	・ 条例ができた後の、市民の理解や関心に気を配ってもらいたい。	ご意見にございますとおり、条例制定後の団体への支援策の実施及び市民の皆さんの理解を得るための取り組みが重要であると考えておりますことから、条例制定後には条例のPRに努めてまいります。
62	・ 条例の策定により、各団体の連帯感や相互理解等が深まる。	市民活動を行う団体・個人の連携・協力がより一層進むように、条例にある施策を実施し、市民活動が促進される環境づくりに努めます。
63～70	・ 条例の制定により、まちづくりに参加しやすくなることを期待する。(8件)	条例の制定により、子どもから高齢者まで、幅広い市民が市民活動への理解と関心を深め、それぞれの事情に応じて、市民活動への支援、協力、参加を行っていきけるような環境づくりを行っていきたいと考えています。
71	・ 条例は市民や事業者を巻き込んだ協働をうたっており、策定後の市の対応に期待する。	
72	・ 町内会として、条例での支援に期待している。	
73	・ パブリックコメントがアリバイにならないよう、条例策定後の実質的な取組に努力してほしい。	

【条例や市民活動全体の普及啓発について】 14件

番号	意見の概要	市の考え方
74～ 85	・市民活動を推進するために、既存のPR媒体にとらわれず幅広いPR活動ができるよう、援助等をお願いしたい。(12件)	ご意見のとおり、条例自体のPRをはじめ、条例が支援の対象としている市民活動のPR、寄附及び基金のPRなど、多くの市民及び事業者の理解と賛同を得るためには、効果的にPR活動を行っていくことが必要と考えております。 具体的には、広報誌など既存の手段に加え、ホームページでのニュースやイベントの活用など様々な方法により、市民の皆さんにわかりやすい情報を迅速に提供し、できるだけ多くの方のご理解、ご協力を得られるよう努力してまいりたいと考えております。
86	・町内会の機能が失われつつある中で、市民に自治の意識や行為や費用負担の意識を根付かせられるかが、この条例の成功を左右すると思う。	本条例だけではなく、先に成立した自治基本条例に基づき、市民の皆さんが主役の市政運営を行なっていく中で、一層の市民活動の活発化を図ってまいりたいと考えております。
87	・PRはターゲットを絞って行うべき。高齢者から若年層まで、世代に応じたPRをしてほしい。	年齢や市民活動への参加経験などによりそれぞれ求められている情報に差異があると考えていますので、それぞれの方にあったPR方法について検討していきたいと考えております。

【条例全体に対する意見・要望】 13件

(市民の参加、支え合いのできる環境の醸成に期待) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
88～ 89	・一部の人たちの働きをあてにした活動を増やすのではなく、活動する人が広がり1人あたりの負担が軽減するような方向で進めてほしい。(2件)	市民活動の促進、更なる活発化のためには、担い手の裾野を広げることが大切であると考えていることから、条例の中でも「市民活動を担う人材の育成に必要な環境づくり」に努めることとしております。
90	・市民がお互いの力を合わせて支え合えるよう、市民一人ひとりの力を大きくして行ってほしい。	

(条例の推進に必要なこと) 4件

91	・情報の敏速な収集とニーズにあった思いやりある活動が大切。	「情報の支援等」では、市は必要な情報の収集を行い、積極的に提供するものとしています。
92	・スムーズに連携、協働するために、人の意識改革が基本となる。	「基本理念」の中で協働の原則について明記しています。
93	・市民、事業者、行政の協働が必要条件であり、その協働活動に関しての一定のルールが必要である。	
94	・地域密着の町内会と、テーマ別のNPOがうまく溶け込めるような仕組みがあればよい。	町内会とNPOは共に公共的な課題に自発的に取り組んでいるという共通項があります。また、両者がある特徴を活かしつつ、互いに連携しながら活動することが、これからの札幌市のまちづくりにとって非常に重要なことであると考えていますので、本条例に基づく支援策を実施していきたいと考えております。

(否定的な見解) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
95	・促進条例は計画策定以前の問題。NPO等、特定の活動団体にのみ限定しないよう熟慮してほしい。	条例では団体に着目するのではなく、活動に着目して支援することとしているので、条例で定める市民活動の定義に合う活動に対しては、広く支援する趣旨です。
96	・人によって違う価値観で動いている市民活動に対して、市長が何を基準に決定、予算を与えるのか、具体的でない。	条例の趣旨を踏まえ、ご指摘の点については別途規則や要綱で定めることとなります。基金による助成に関しての詳細についても、要綱の中で、審査基準等について盛り込みます。
97	・条例に札幌らしさが全く感じられず、行政にとって都合のよい条例になっていないか。	条例の札幌らしい内容として、この条例では団体ではなく、活動に着目して支援するという点、基金を通じて寄附文化の醸成を図ること、市民、事業者及び市が市民活動の促進に関し意見交換を行う市民活動促進テーブルを設置することがあります。 これらの取組により市民活動は「市民にとってより身近で、そして、みんなで支えていくもの」という共通認識を市民の皆さんの間に広め、市民活動団体が活動しやすい環境づくりを行なっていくこととしております。

(表現について) 1件

番号	意見の概要	市の考え方
98	・運用後の見直しが重要と考えられることから「必要に応じて改定を行う」旨を記載してほしい。	この条例は、市民活動の促進に関する理念的な事柄や施策の基本的事項を中心に書いており、具体的な施策は、時代の変化や市民ニーズを踏まえ基本計画の中で定めていくこととしています。そのため、特に見直し条項は置いていません。

(その他) 2件

番号	意見の概要	市の考え方
99	・条例で町内会への支援をもっと具体的に考えてほしい。	市民活動を行う団体の中には、町内会も入っているもので、条例で定義する市民活動に合致する活動については、他の市民活動を行う団体と同様、支援の対象になるものであります。 このことからこの条例で設置する基金による助成金についても、町内会の活動が対象となる場合があり、また、活動の場、情報提供、人材育成の面においても様々な支援策を講じることであります。
100	・一生懸命ボランティア活動をしている人を、何らかの方法で表彰してあげられるとよい。黙々と地域のために動く人を調査して、表に出してあげてほしい。	ご意見を踏まえ、市民活動を行う団体・個人がそれぞれ励みになるような方策について検討していきたいと考えています。

【条例中の表現について】 15件

(もっとわかりやすい表現・内容にしてほしい) 13件

番号	意見の概要	市の考え方
101 112	・素案をもっとわかりやすくして、まちづくりセンター等を通じて、地域、町内会へ広め、理解を進める体制が必要。(12件)	条例については、法律規範として、規定しようとする内容を正確に記述するため、どうしても表現に硬さが出ることは避けられません。条例のPRの際には、多くの市民がわかりやすく親しみの持てるパンフレット、チラシ、ホームページ等の作成に留意し、まちづくりセンター等を通じた分かりやすい情報提供や積極的な支援を行うことで、市民の皆さんのご理解とご協力を得られるよう努力してまいります。
113	・条例の文脈は、地域自治と乖離したテーマ型市民団体の活動に偏ったものと思われ、表現の見直しが必要ではないか。	

(用語について) 2件

114	・協働、寄附文化等の新造語は不快。	協働や寄附文化という言葉はすでに国の審議会や報告など、さまざまな媒体にも登場している言葉であり、他都市の条例でも使用されている用語です。
115	・「協働」という言葉がひとり歩きし、市民が札幌市の出先機関になるのではないかと危惧している。	市は市民活動の自主性・自立性を尊重し、支援していきます。

【1 豊かで活力ある地域社会の実現のために(総則・定義)】 31件

<目的について> 3件

番号	意見の概要	市の考え方
116	・まちづくりへの参加を成功させるためには、他の施策の充実との関連を重視、追求する必要があるが、まちづくりを後回しにせず、生活改善の方向で促進することが肝要である。	「豊かで活力ある地域社会」は、市民活動の促進によって、市民、事業者及び市が共に創り上げていくものであると考えております。この言葉が持つ意味としては、誰もが暮らしやすい、生き生きと生活できる地域社会というイメージを考えていただければと思います。
117	・条例の目的が漠然としている。もっと具体的な目指す札幌像が必要ではないか。	
118	・「豊かで活力ある地域社会」とは具体的にどのような地域社会か。	

<定義について> 23件

(市民の定義について) 1件

番号	意見の概要	市の考え方
119	・市民の定義で、市内に住所を有していれば、住民票等の場所は関係ないのか。	この条例の「市民」は、札幌市自治基本条例第2条第1項に定義する「市民」と同じく、「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」を意味します。市内に現に居住している場合は、住民票上の住所に関わらず、この条例では「市民」となります。

(市民活動団体の定義について) 18件

番号	意見の概要	市の考え方
120	・まちづくりに携わる団体の範囲が素案ではわかりにくい。	<p>市民活動の定義は、この条例の関連条例である札幌市市民活動サポートセンター条例における市民活動の定義と整合性をとる必要があることから、同じ定義としたものです。また、他都市の条例においても、ほぼ同様の定義の仕方が一般的になっているところです。ただ、この条例において市民活動の定義は重要でありますので、ご意見を踏まえ、「自発的に行う公益的な活動」の前に、「町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により」という例示を表す文言を付け加えます。</p> <p>なお、監査については附属機関である市民活動促進テーブルで行います。</p>
121	・市民活動が具体的に何をさしているかわかりにくい。	
122	・市民活動であることの判断がよくわからない。監査的なものがあるのか疑問。ないのであれば、なくてもよい理由が必要ではないか。	
123	・市民活動の定義の対象とする「領域」または「業務」はどのようなことを想定しているか。	
124	・「営利を目的とせず」の定義による範囲が不明確ではないか。	<p>この条文は、市民活動を行うものが事業収入を得ることを否定する趣旨でなく、事業収入を得た場合でも、収益は関係者に分配されず、事業活動のために使われる場合は、営利を目的としていないこととなります。その反対に株の配当のように、収益が関係者に分配されれば、営利目的となります。</p>
125	・市民活動の定義に、暴力団のような暴力的な活動を該当しないものとして追加してはどうか。	<p>市民活動の定義の中で、「公益的な活動」とあるので、その反対解釈として、非公益的な活動・団体である、公益を害する活動や暴力団等は支援の対象にならないこととなります。なお、このことも含め、細目については要綱等で定めることとなります。</p>
126	・市民活動の定義として、公益を害する活動を排除する例示が必要ではないか。	
127	・一定の宗教、政治団体に関する規制はなくてもよいのか。	<p>宗教団体あるいは政治団体でも公益的なまちづくり活動を行うことが想定されるため、これらの団体自体を排除するものではありません。この条例はあくまで団体そのものでなく、活動に着目して支援する趣旨です。</p>
128	・市民活動から除外するものの定義の(2)の範囲が明確ではない。政党活動・選挙活動の除外であれば(3)があれば十分ではないか。	<p>(2)は特定の政治的立場について、その政治的な理念・原理原則を広めるなどの活動であり、一方、(3)は議員等の候補者若しくは議員の職にある者、政党を推薦するなどの活動なので、両規定の趣旨は異なります。</p>
129	・条例素案からは、今回市民活動として想定されている対象がボランティア活動であると感じるが、事業を行っているNPOは市民活動の範疇に入らないのか。	<p>事業系NPOであっても、活動が条件に合致する事業であれば支援の対象となります。</p>
130	・従たる事務所が札幌市内にある団体も、条例の対象となるよう配慮するなどの文言を付してほしい。	<p>この条例では、従たる事務所が札幌市内にある団体であっても、市内で継続的に活動を行う場合は支援の対象となります。ただ、資金的支援は直接的な支援にあたるため、助成条件を厳しく設けることとなります。</p>

131	・札幌市に拠点があるNGO団体は「市民」に含まれるか。また、支援の対象となるか。	市内に拠点があるNGO（国際的な活動を行う市民活動団体）で市内でも公益的な活動を継続的に行っている場合、その市内で行う市民活動は支援の対象になり得ます。ただ、その団体が行う海外での活動自体は支援の対象にはなりません。 例えば、札幌市内に事務所を有するアフリカの難民を救う活動を行うNGOが市内で行う活動報告や啓発のためのパネル展などは、市民の国際理解を深める公益的な活動となるので、資金的支援の対象となりますが、団体が海外で行う活動自体は札幌市民のための活動とはみなされないため、助成の対象とはなりません。
132	・市民活動の定義について、誤解を与えないように、解説の中で図示するなどの工夫が必要。	今後、PRのパフレット等で工夫していきたいと考えます。
133	・市民活動とはどんな活動か、またどういった場面で役に立つか、といったことを具体的に明示された方が理解しやすいし寄附もしやすい。	基金や助成制度のPRの際に工夫していきたいと考えます。
134	・「市の区域内」というのが、本拠なのか、活動自体なのか、効果なのか不明瞭。区域内の意味するところを具体的にすべき。	「市の区域内」において行われる活動とは、札幌市内において行われる活動を指します。活動自体が現に市内で行われるとの意味、すなわち活動の範囲が市内であるということです。資金的支援は、直接的な支援となるので、主たる事務所が市内に所在、活動の効果が市内に及ぶなど、さらに基準を設け、助成対象となるかどうかを審査することになります。
135	・NPOと市民活動団体の線引きが難しくなる。	この条例は、団体ではなく、あくまで活動に着目して支援・促進を行うという趣旨であることをご理解下さい。
136	・市民活動の定義の「自発的」を「主体的（責任性の保持）」にすべき。	ご意見の点は、「基本理念」の中にその趣旨も含まれています。
137	・（定義として）地域の支えあいこそ、「市民活動」である。	条例素案の1ページ「条例制定の背景」の最後の段落に、「互いに支え合う仕組みをつくる必要があると考え、」と書いてあるように、条文全体では、支え合いが基調となっています。また、第3条の基本理念における協働の原則も同様の趣旨です。

（事業者の定義について） 3件

番号	意見の概要	市の考え方
138 ～ 140	・事業者の定義を示してほしい。 （3件）	この条例では、事業者とは営利、非営利を問わず、一定の目的を持って社会的又は経済的な活動を行う団体又は個人を指しています。

（市の定義について） 1件

番号	意見の概要	市の考え方
141	・「市」という言葉が何を指すのか理解できない。	市とは、地方自治法にある地方公共団体としての札幌市を指しています。

<基本理念について> 5件

番号	意見の概要	市の考え方
142	・個々の活動が活性化することにより、小さな労力で大きな効果があり、そういった個々の活動が増加することで、市民活動が年齢や性別に関係なく参加者が集うものへと発展すると考える。	この条例では、さまざまな市民活動を対象に促進を図ります。情報の支援、人材の育成支援、活動の場の支援、資金的支援といった具体的な方策により、市民活動を行う団体・個人が活動を広げ、あわせてその活動を積極的に公表していくことにより、その活動に賛同し、支援・協力・参加する市民の輪が徐々に広がっていくものと考えています。そうした環境づくりを市民及び事業者との協働で市も行っていきます。
143	・町内会やまちづくりセンターが地域の活動の中心となり、それを専門分野を持つNPOがサポートするという体制が必要。	町内会とNPOは共に公共的な課題に自発的に取り組んでいるという共通項があります。また、両者がある特徴を活かしつつ、互いに連携しながら活動することが、これからの札幌市のまちづくりにとって非常に重要なことであると考えていますので、本条例に基づく支援策を実施していきたいと考えております。
144	・障がい者の市民活動に対する対応、配慮をどうするか、示してほしい。	市民活動全体の促進を図る中で、障がい者も含めたさまざまな市民活動が活発化し、市民一人ひとりのニーズに対応した活動の充実が図られていくものと考えます。
145	・基本理念の「協働の原則」を「協働自治の原則」とし、すべての活動を自治活動と捉えるべき。「市民活動の自主性及び自立性を尊重すること」について、「市民活動の主体性および自立性を尊重すること」とすべき。	市民自治に関する規定については自治基本条例に委ねています。また、本条例では、行為主体に着目した言葉である主体性という言葉ではなく、自主的な意思に着目し、自主性という言葉を使っています。
146	・市民、事業者及び市のコラボを進めようとするならば、市民の権利が守られることが第一である。	「基本理念」における協働の原則は、市民・事業者・市が対等の立場に立ち、お互いを尊重することが前提です。

【2 市民、事業者及び市の役割】 28件

<全体について> 12件

番号	意見の概要	市の考え方
147	・三者の協働に賛成である。特に企業側の情報をどう一般市民に公開させていくか、市の取組が期待される。	この条例では「基本理念」に関係者相互の情報提供、公開を定めており、市としては企業から行われる市民活動への支援や社会貢献活動についての情報を、今後開設予定の市民活動情報ポータルサイトや市民活動フェスティバルで公開していくことを想定しています。こうした取り組みを通じて、企業からのより積極的な情報提供が得られるものと考えています。
148	・行政主導ではなく、企業や活動団体と協働し、横のつながりの強化を図ることで、より効果的な事業ができると思う。	この条例では、市民、事業者及び市の3つの事業主体の役割を明確にするとともに、連携・協力に当たっては「対等の関係」、「相互理解」、「情報の相互提供・公開・共有」、「市民活動の自主性・自立性の尊重」という協働の原則を定めた基本理念に従うものとしております。ご意見に従い、また、ご期待に添えますよう各主体と連携・協力を図り、より効果的な事業を進めていきたいと考えております。
149	・市民活動を行う市民と支援する市民の立場で役割が書かれ、条例は全体で市民活動を支えるという姿勢で書かれており、よいと思う。	

150	<p>・ 3つの主体の役割を明確にし、互いの連携の重要性や関連性についても触れた方がよい。</p>	<p>この条例では、市民、事業者及び市の3つの事業主体の役割を明確にするとともに、連携・協力を当たっては「対等の関係」、「相互理解」、「情報の相互提供・公開・共有」、「市民活動の自主性・自立性の尊重」という協働の原則を定めた基本理念に従うものとしています。また、3つの事業主体が活動を行うに当たっては、事業主体相互の良好な関係も円滑な連携のために重要であると考えています。</p>
151	<p>・ 市民、事業者及び市の役割として、三者が対等の立場に立ち、何かを行っていくという表現が弱い。「対等な立場に立ち、議論を行う」という文言を加えてはどうか。</p>	<p>三者が対等の立場に立ち相互に連携・協力する場合にも、そのかかわり方は様々なものがあります。そのため、この条例では各事業主体の自主性、自立性を尊重することとしており、「相互に連携・協力、理解を深める」という表現にとどめております。しかしながら、三者が同一の目標のもと連携・協力する場合には、相互の自主性を損なわない範囲で、ご意見のように、より強固な目標達成のための体制を築くことも必要であると考えます。</p>
152	<p>・ 個々の位置づけ（市民では主権者市民であること）と役割（主体性を持つものであること）を明確にすべき。</p>	<p>「第1総則」の目的は条例そのものの目的を定めており、個々の位置づけについては、この目的の規定を受けて「第2市民、事業者及び市の役割」において定めています。</p>
153	<p>・ 市民、事業者の役割は既に広く認識されているのか。努力規定と言うには、重要な内容が簡単に書かれすぎている。</p>	<p>平成7年の阪神・淡路大震災における地域の復興の際の町内会・NPOなど市民の自発的活動が注目を集め、平成10年の特定非営利活動促進法が制定されて以降、市民活動を行うものとしての市民やこれを支援する事業者の役割は、広く社会的に認識されてきており、実際に市民活動に関わりをもつ市民、事業者が確実に増加してきています。この条例は、既に市民活動に取り組んでいる市民の方々の広報活動によって、これから市民活動に取り組もうとする市民の方々の自発的な活動を支援するもので、決して市民活動を強制するものではありません。</p>
154	<p>・ 団体での活動には、個人の活動よりも責務が大きいと考えられるため、市民活動団体の役割に関する条項を加えるべき。</p>	<p>市民活動を行うものの中には、個人だけではなく団体も含まれます。</p>
155	<p>・ 事業者自らが、市民活動支援についてPRすることを認めると同時に、行政側が事業者の社会貢献として評価し、市民へ情報を発信するべき。市民もそういった事業者を支援するよう、意識を持つていくことが必要である。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、事業者からの支援は市民活動を促進させるうえで、非常に重要なものであることから、今後、事業者からの支援の重要性に関する広報手段、事業者の社会的評価の向上につながる具体的な施策について検討していきます。</p>
156	<p>・ 市や事業者からの有形、無形の支援も活動の大きな助けとなる。</p>	
157	<p>・ NPOには、「思い込み」で独りよがりの活動にならないよう、支援側のことを考えた行動をしてもらいたい。</p>	<p>第4条「市民の役割」は、ご意見のとおり自発性が尊重されるべきものであり、強制ではありません。また、この条例では、支援する側、される側の双方が相互に交流を図れるような環境づくりに努めてまいります。</p>
158	<p>・ 理解や支援に対して、市に努力を強制されるような形はよくない。支援する側には自発性を尊重すべき。</p>	

<市民の役割について> 9件

(市民の役割について) 7件

	意見の概要	市の考え方
159	・市民の位置づけをどのように考えるか示してほしい。	この条例では市民の位置づけを2つに分けて考えています。1つは市民活動を直接は行わないものの市民活動の理解者、協力者及び寄附などを通じての間接的な参加者として位置づけられる市民、もう1つは間接的な参加から形を変えて、直接、市民活動を行う市民としての位置づけです。
160	・市民の役割として、「市民活動の促進に協力する」のではなく、「促進に努める」とすべき。また、「まちづくりを担う者としての自覚」を「まちづくりの主体者としての自覚」とすべき。	この役割は、直接、市民活動を行うものとして位置づけられる市民の役割に対して、市民活動を直接行わないものの市民活動の理解者、協力者として位置づけられる市民の役割であると考え、「市民活動の促進に協力するよう努める」として定めたものです。 「まちづくりを担う者」と「まちづくりの主体者」は同義であると考え、よりわかりやすい「まちづくりを担う者」として規定しています。
161	・市民の役割の内容は、市の役割ではないのか。	「市の役割」に定めた「市民活動の促進のための環境づくりに努めます」という規定には、市が市民活動の理解を深め、市民活動に協力するよう努める趣旨も含まれます。
162	・市民の役割として「市民活動の促進に協力するよう努める」とは、具体的にはどのようなことか。市民活動の実施は該当するのか。	市民活動を直接は行わないものの市民活動団体の活動内容を理解して応援者となったり、活動に必要な物品の寄贈や資金的な寄附などを通じて間接的な参加者としての市民活動を行うなどがあげられます。また、直接自らが市民活動を実施することも該当します。
163	・市民の役割として「まちづくりを担う者としての自覚を持ち」の意味が不明。	市民のうち、市民活動を行うものについての役割を定めたものです。町内会活動、NPO活動を行う団体及び個人など市民活動を行う者は、つねにまちづくりを担う者としての社会的責任を認識しながら、市民の期待に応えるように活動の充実を図るとともに、活動内容を市民に知ってもらうよう随時、情報を公開することが市民の理解と協力を得ることにもつながります。また、こうした努力の積み重ねが市民とともにまちづくりに貢献することにもつながると考えられます。
164	・市民の役割の(3)は意味がわからない。	市民のうち市民活動を行うものが他の多くの市民から理解と協力を得られるようにするために自らの活動についての広報活動などを積極的に行うよう努力すべきと定めた規定です。
165	・一般市民と市民活動に携わる市民の役割が同じ項目になっているが、無理があるので章立てをわけるべき。	一般市民が市民活動を直接は行わないものの寄附などを通じて市民活動に協力する場合もあるほか、趣味的な活動を行っている市民がその活動をまちづくりに役立てるような場合など、一般市民と活動を行う市民とははっきり線引きするのは困難なため、「市民の役割」として包括的に定めています。

(市民活動を行う者の役割について) 2件

	意見の概要	市の考え方
166	・町内会等に対しボランティア活動が推進され、役員の負担が増加している。活動の広報等は行政が基本的な方策を講じるべき。	札幌市は、地域における活動のより一層の活発化を図るため、地域において行なわれている様々な活動事例を広く紹介しております。これらのことは今後も継続していきます。 ただ、市民活動に対する市民の方々の理解を深めていくためには、団体自身の積極的な広報活動も必要であると考えております。 札幌市は、条例で定める4つの支援（資金、情報、場、人材）によって各団体が広報活動を行いやすい環境整備を行なってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
167	・市民活動団体にとって会員がある程度集まらないと会費による自主事業は「実績の見える活動」「持続可能な活動」とするのは難しい面があるが、市民活動団体も「実績の見える活動」「持続可能な活動」をできるように学習し合い、支援者等の理解、拡大に努めなければならない。	お申し出をいただきました内容は、まさに「市民活動を行うものの役割」の目指すところです。この役割を今後とも引き続き担っていただきますようお願いいたします。

<事業者の役割について> 6件

	意見の概要	市の考え方
168	・事業者の役割が見えてこない。	事業者は、商品やサービスなどを通じて、社会的価値の創造、納税による利益の社会還元、雇用の創出、生活文化の形成への寄与など、すでに一定の社会貢献を果たしてきていますが、今後、地域社会の構成員として、公益的な面で、より一層、社会的役割を果たすことが求められています。 市民活動の促進に関しては、事業者が市民活動の意義に対する理解を深め、「自らが有する資源」としての人材、情報、施設・設備、資金などを活用して、市民活動を支援することが期待されます。
169	・事業者の役割として、積極的に支援に取り組まなければならないような文言にした方がよい。	
170	・事業者の役割は、努力規定では一般的な事業者がどこまで努力してくれるか、という点に疑問が残る。	
171	・事業者の役割を実効性のあるものとするための具体策は何か。	
172	・特に事業者に対して、市民活動を支援することによりイメージアップにつながるというメリットを明確に提示すべき。	
173	・事業者にとっては、支援のメリットが具体的に見える方が支援しやすい。	

<市の役割について> 1件

番号	意見の概要	市の考え方
174	・市の役割として、市民活動を不当な暴力や威圧行為から守ることも表現できるように努力してほしい。	この条例は市民活動を促進することを目的とした条例でありますことから、ご意見にあるようなことはこの条例の範疇外に属する事柄と考えておりますのでご理解下さい。

【3 市民活動促進基本計画】 6件

番号	意見の概要	市の考え方
175	・市民活動の促進が実質的に担保される仕組みとして、基本計画の策定や促進テーブルの設置は大切。	市民活動基本計画の策定にあたっては、学識経験者や公募委員などで構成される市長の附属機関である市民活動促進テーブルの意見を聴くこととなります。また、この市民活動促進テーブルは基本計画策定後も効果の検証にあたるとともに、必要に応じて実地調査や研究活動など、計画の実効性を高める取組を行うこととしています。
176	・実効性のあるものとするためには、基本計画がとても重要である。条例の実践部隊として機能するようしてほしい。	
177	・計画の策定にあたっては、地方分権の充実化を視点に、協働自治の実現を目指すことを理念とすべき。	自治そのものは自治基本条例の中で定めています。また、市民活動促進条例では「基本理念」の中に協働の原則について定めています。
178	・計画に定める事項に数値などの「指標」を加えてはどうか。あるいは、計画の公表にあたって指標を用いてわかりやすく公表することを明記してはどうか。	基本計画の達成結果等については、行政評価の一環の中で、わかりやすい指標を定めて評価を行い、その結果については公表したいと考えています。
179	・基本計画の策定手続き等をどのように行うのか、市民の意見がどれだけ反映されるのか気になる。テーブルの意見だけで足りるのか、他に考えがあれば明示してほしい。	市民活動基本計画の策定手続きは、市民活動促進テーブル及び市内部の関係部局での検討を経て計画素案を定め、市民活動促進条例と同様に市民の皆様のご意見を募集(パブリックコメント)のうえ定める予定となっております。
180	・基本計画で「市民活動促進テーブル」が初出となるため説明がほしい。	今後も市民活動促進テーブルについてはPRに努めてまいりたいと考えております。

【4 市の施策（職員への啓発・市内部の連携、施策の4本柱）】 80件

<施策全体について> 7件

番号	意見の概要	市の考え方
181	・市として情報交換や人材育成、活動の場の提供、資金面での支援を行うことは本来の市の役目であり、大賛成である。	市民活動への支援と参加の輪が広がるように、市民、事業者及び市が協働して、情報の支援、人材の育成支援、市民活動の場の支援、資金的支援を推進してまいります。
182	・市の施策について、大々的にPRしてほしい。	ご意見のとおり、条例にもとづいた市の施策を、効果的にPR活動を行っていくことが重要です。そのためには、市の広報はもちろんのこと、ホームページでの情報公開、イベントの活用、マスコミの活用、市民活動を行う団体や事業者の協力によるパンフレット、そのほか、市と団体が連携して行う市民活動に関する出前での広報活動など、多様な手法について検討し、PRを積極的に行っていきます。
183	・市民活動の構想の内容やレベルに応じて、具体的にどのように関わっていくのか、例示してほしい。	市民活動それぞれの活動内容や、その活動段階に応じた、多彩な支援策を4つの支援それぞれで具体的に例示できるよう、基本計画の中で定めてまいります。
184	・参加を促すため、一時的手段として、活動に参加するたびに加点し、得点に応じて参加費の割引などのサービスを受けられるような仕組みを検討してはどうか。	これまで市民活動に参加していない市民ができるだけ活動に参加しやすくなるような仕組みづくりは、人材の育成支援の中でも重要であると考えています。今回ご提案いただいた仕組みについても、参考にさせていただきながら、具体的な仕組みを検討してまいります。

185	・市の支援体制として、様々な分野で専門性のあるNPOを育成するため、委託事業のあり方などを検討してほしい。	NPOへの委託事業としてプロポーザル事業を既に行っているところではありますが、その成果も検証していきます。
186	・以前は小さな団体でも助成をもらい活動することができたが、現在は休止に追い込まれている。資金を含めた市のサポートに期待している。	助成にあたっては公平性、透明性などに留意していきます。
187	・市の施策において、職員への啓発等は他の4つの支援の後の方が順序として自然のように思う。	条例素案では、「第4 市の施策」の部分で「1 市の支援体制」「2 情報の支援等」の順で記載しましたが、市が行う具体的な支援策も重要ですが、それらの支援策を効果的に進める上でも、まずは、職員への啓発・市内部の連携の推進が必要かつ不可欠であると考えています。

<支援体制について> 15件

188 ～ 194	・個人参加の先導役として、市職員が個人の意思で積極的に基金に参加するよう、職員へ市民活動の内容を周知徹底させる必要がある。（7件）	条例にもとづいた市の支援施策を、より効果的に進め、実効性のあるものとするためには、市の支援体制の整備が必要不可欠です。特に職員への啓発をはかるため、市民活動に対する理解を深めることができるような内容の研修の実施、その他必要な措置を講ずるよう努めてまいります。具体的な実施内容については、基本計画の中で定めていきたいと考えています。
195	・「職員に対する研修」の具体的内容や回数等を教えてほしい。	市の職員も気軽に市民活動に触れ、その理解につながるような機会を研修等で設けるほか、職員自身が活動に参加しやすいような一層、環境づくりに努めてまいります。
196	・市職員が気軽に市民活動に参加できるよう、福利休暇等を含め、体制づくりをしてほしい。	
197	・市内部の支援の取組として、各部局が積極的に市民活動を行う者の力を活かし、連携して事業を行っていくことを明記してほしい。	様々な分野で活動する市民活動の専門性を、各部局で行う事業に活かす為、市民活動と市が連携して行う協働事業などについても検討していきたいと考えています。
198	・市の支援体制に、まちづくりセンターの所長の役割を明記してほしい。	先に制定した自治基本条例におきまして、まちづくりセンターは町内会、自治会等による地域のまちづくり活動に対して、その自主性や自立性を尊重しつつ支援を行なうものと規定しております。
199	・まちづくりセンター内に市民活動を促進するサブ機能を作してほしい。	本条例に関する事柄についても基本条例である自治基本条例に基づき適切に実施いたしますので、ご理解をお願いいたします。
200	・まちづくりセンター職員の意識改革、本庁での気軽に相談できる窓口の設置が不可欠。	まちづくりセンターの地域のコーディネーター機能の更なる強化を図るため、まちづくりセンター間の情報共有を図るとともに、定期的な研修会等を実施しておりますが、今後においても、これらの更なる充実を図ってまいります。また、今後においても区役所やまちづくりセンターにおける地域のまちづくり活動の支援を積極的に行ってまいります。また、本庁においても庁内各部局の連携を図りつつ、支援を行なえるよう、体制の整備を図ってまいります。

201	・区役所の中に、連合町内会に伝達する事項を統括する部門を設けてもらえると、全体の動きが掌握できて助かる。	連合町内会の活動に対する支援につきましては、各区市民部の地域振興課及び各まちづくりセンターが担っております。しかしながら、町内会活動は地域の方々の自主的、自立的活動でございますので、市から情報を伝達するといった関係ではなく、市としては情報を提供し、また、活動を支援するといった関係でありますことをご理解ください。
202	・市民が能動的に行動可能な環境の整備に強く期待する。	自主性・自発性を損なわずに活動できるような、環境の整備を行っていきたいと考えています。

<情報の支援について> 15件

番号	意見の概要	市の考え方
203	・市民活動への市民の理解を促進する分野に特に力を入れてほしい。	市民活動に関する情報の収集及び提供は大変、大切なことから市の広報はもちろんのこと、ホームページでの情報公開、イベントの活用、マスコミの活用、市民活動を行う団体や事業者の協力によるパンフレットの作成・配布、そのほか、市と団体が連携して行う市民活動に関する出前での広報活動など、多様な手法について検討し、情報収集・提供を積極的に行っていきます。具体的な実施内容については、基本計画の中で決めていきたいと考えています。
204	・何をしたいかわからない人が多数いるので、広く情報提供するのは大変よい。	
205	・大多数の市民に、必要な情報を共有してもらうためには、綿密なプランが必要である。	
206	・現在行われている市民活動や、今後想定している市民活動について、市民がどうやって知ることなのか、具体的に示されていない。	
207	・具体的にどのような形で情報集約、発信を行うのか。	
208	・情報の支援は重要な観点であり、実効性の高い仕組みの策定により、機能するものとしてほしい。	
209	・市の施策として、情報を得やすい窓口やホームページを整備し、有効に機能させてほしい。	
210	・学生でも気軽に参加できる市民活動があればよい。	
211	・市民活動促進基金を含めた、いろいろな寄附を募る募金のホームページをつくってはどうか。	
212	・寄附累計額が上位の個人や企業を、同意を得てホームページに掲載し、毎年、市で表彰してはどうか。	
213	・何かできることがあれば、広報誌で知らせてほしい。	
214	・広報さっぽろや道新に常設のまちづくり紹介のコラム等を設けて、日々情報提供してほしい。	

215	・「市民活動に関する情報の収集・提供」は、「市民、事業者の協力を得て、収集し、提供する」という方がいいのではないかと。	第4市の施策2-(1)の規定は、市が、市民活動の促進を図るための情報の収集・提供を積極的に行うべきことを定めたものです。市民活動に関する情報の収集・提供を行うにあたっては、協働の原則に基づき、市民、事業者の協力も得ながら行っていききたいと考えております。
216	・市民理解の促進は、「積極的にわかりやすく」広報・啓発を行う、という表現にした方がいい。	市民活動に関する市民の理解を促進するにあたっては、多様な手法で積極的かつ、明確かつ具体的な表現でわかりやすく、広報・啓発を行っていききたいと考えています。
217	・「情報の提供、公開、共有」とあるが、過剰な情報保護の流れが市民活動の妨げとなっている事例もあり、どう対応するのが気になる。	個人情報保護に関する法令・その趣旨に反しない範囲での市民活動の促進につながるような情報の提供・公開・共有を図っていききたいと考えています。

<人材育成について> 17件

(リーダー等の育成、講座等が重要) 7件

番号	意見の概要	市の考え方
218	・リーダー・コーディネーター等の人材育成が何より必要。	市民活動の促進に当たっては、それを担う人材を育てることが重要です。市民活動に必要な人材には、様々なものがあり、それに合わせた育成が図られなければなりません。具体的には、例えば、市民活動のリーダーの育成や市民活動を行いたい人と団体をつなげるコーディネーターの育成を行う講座、市民活動をマネージメントするノウハウを学ぶ講座などを実施していききたいと考えています。
219	・人材の能力としてマネジメント力だけでなくカウンセリング力も必要ではないかと。	
220	・市で、継続的なリーダー講習会を設けてほしい。	
221	・コミュニティにおけるファシリテーターやコーディネーターの育成や、団塊世代との連携について触れるべき。	
222	・活動の担い手となる人材の育成支援をより充実することで、意欲のある人々に行動の機会を多く提供することができる。	
223	・ビジネスで培った経験が町内会運営に活用されるような講座の開催等が望ましい。	
224	・活動に参加する市民に対して、活動のための技能を修得できる研修も行ってほしい。	

(学校で教育すべき) 5件

番号	意見の概要	市の考え方
225	・リーダー等だけでなく、サポーターや参加者の育成も必要。市民活動への参加が当たり前のことだという意識を小中学校での授業で学ぶべき。	市民活動の促進に当たっては、それを担う人材を育てることが重要です。特に子どもは、小さいころから市民活動について触れ、関心を持ち、理解するきっかけをもらうことで、将来の市民活動の担い手を育成することにもつながります。このようなことから、学校教育の中では、総合的な学習の時間等を通して市民活動の大切さを学ぶ機会を設け、取り組んでいる学校もあります。
226	・市民に対してまちづくりに積極的に参加するという認識を与えるため、教育の現場で授業等を活用してはどうか。	
227	・小学生のころから、ボランティアに参加する楽しさやよろこびなどを学んでほしい。	
228	・リーダーやコーディネーターの育成は重要であるため、小中高生へ「市民活動の大切さ」などが自然に身に付くような教育をしてほしい。	
229	・学校でボランティアの体験、意識を学ぶことで、「相手を敬う心」「思いやりの心」が自然に育っていくと思う。	

(世代に対する育成) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
230	・人材育成は、活気ある札幌を目指して、若い方々の活動が多くなる配慮してほしい。	市民活動への人材の育成支援を行うにあたっては、民間経験で培った様々な技能・ノウハウを持つ団塊の世代、将来の市民活動の担い手となる子ども・若者が市民活動に参加することで、その能力を地域に還元していくきっかけづくりを行っていきたいと考えています。また、市の職員の能力を活用するため、出前講座を活用するなどの方策を講じていきたいと考えております。
231	・団塊世代に対し、町内会の活動や市民活動を行ってもらうための育成を十分に行ってほしい。	
232	・人材育成にあたっては市側の人材として有能なスタッフを派遣してもらいたい。民間から定年した団塊世代を起用することも考えてほしい。	

(市民活動団体の役割) 2件

番号	意見の概要	市の考え方
233	・人材の育成支援は、市だけでなく、市民活動を行う者についても、育成に努めるということを役割にしてはどうか。	ご意見の通り、人材を育成するに当たっては、市が行う研修・講座等だけではなく、実際に活動を行っていく中で、身につく技能やノウハウがより重要です。活動に参加する人々が普段の活動の中で、その技能やノウハウを仲間に伝え、日ごろから人材を育成していくという意識は重要であると考えます。
234	・参加側の人材育成だけでなく、市民活動団体や町内会のある種の閉鎖性改善についても議論してほしい。	条例素案では、市民の役割の中で「市民活動を行うものは、活動の目的及び内容を広く知らせ、理解されるよう努めるものとします」と記載しています。日ごろから自分たちの活動に関する情報を広く発信し、理解を求めるといった意識は重要であると考えます。

<場の支援について> 10件

番号	意見の概要	市の考え方
235	<p>・活動するための事前勉強、打ち合わせのための場所を提供してもらいたい。</p>	<p>市民活動の活発化のためには、活動の場を確保することが重要です。市民活動が地域に根付いた活動となるために、地域における市民活動の場も大切な役割を果たすことから、地域における既存の公共施設だけでなく、民間の施設も視野に入れた施設の有効活用も考えられます。施設を有効に活用するにあたっては、使用料金の問題もありますが、受益者負担の公正化や市の財政的な問題とも関係していますので、非常に難しい問題であると考えています。既存の公共施設の利用状況をふまえた利用方法の見直し、民間の空き施設の情報収集・提供の呼びかけなど、他の支援策と組み合わせながら、より利用しやすい、有効な活用方法を検討していきたいと考えています。</p>
236	<p>・施設の使用料が有料であると、資金面で厳しい部分がある。</p>	<p>区民センター等の減免制度の廃止は、厳しい財政状況への対応や適正な受益者負担の確保、利用団体間の公平性確保の観点から行ったものであり、区民センター等を利用する料金を全ての利用者に公平にご負担いただくこととしたものでありますことをご理解ください。 この条例に基づく支援といたしましては、予約方法の改善や物品販売などの規制緩和等、市民活動に使いやすい運営を行なうことを検討していきたいと考えております。</p>
237	<p>・場の支援として、市の施設の有料化が進む中で、どう取り組むのか期待している。</p>	<p>条例に基づく場の支援といたしましては、地区会館や市民集会施設など既存の施設に関する情報提供なども対象としております。 なお、その利用料につきましては、基金による財政的支援の中で活動に係る経費の対象となることもあると考えております。</p>
238	<p>・区民センター等の公共施設の使用料金が高くなり、サークル活動もままならない。このあたりを是非議論してほしい。</p>	<p>まちづくりセンターは地域のまちづくり活動の核となるよう、そのコーディネート機能、情報提供機能等の一層の充実を図っているところですが、今後もそのレベルアップに努め、先に制定した自治基本条例の基本理念である市民が主役の市政運営に努めていきたいと考えております。</p>
239	<p>・施設として、地区会館や市民集会施設を重点的に活用してほしい。その場合、「減免」ではなく、「利用券」のような形で会館に収入が入るような助成を検討してほしい。</p>	<p>市民活動の活発化のためには、活動の場を確保することが重要です。既存の公共施設の利用状況をふまえた利用方法の見直し、民間の空き施設の情報収集・提供の呼びかけなど、他の支援策と組み合わせながら、より利用しやすい、有効な活用方法を検討していきたいと考えています。</p>
240	<p>・まちづくりセンターの機能の充実を図り、市民と行政の一体化を進めることが必要。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえて今後の参考とさせていただきます。</p>
241	<p>・既存の施設について、エルプラザやちえりあのように、気軽に使えるような仕組みを整備してほしい。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえて今後の参考とさせていただきます。</p>
242	<p>・市民活動に地域の会館がどの程度使われたかを指標としてほしい。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえて今後の参考とさせていただきます。</p>

243	・「拠点」とされる市民活動サポートセンターがどういう組織か、言及した方がよい。	札幌市市民活動サポートセンターは、「情報収集・相談機能」「研修学習機能」「交流活動支援機能」「団体活動支援機能」という4つの機能を柱に運営されており、つねに市民ニーズや市民活動の状況の変化を念頭に置きながら、活動の場の支援及び他の支援を含めた、札幌市における市民活動の総合的な支援を、条例制定後も行っていきます。
244	・場の支援の中で、サポートセンターを拠点に総合的な支援を行うとあるが、場の支援を総合的に行うという意味か。「総合的な支援」とは4つの支援を指す言葉と捉えられる。	

<財政的支援について> 16件

(財政的支援全般) 7件

番号	意見の概要	市の考え方
245	・市民活動促進は公の事業でもあるため、資金的支援においては、市役所も一定の予算措置が必要。	現在、活動のための融資制度である「さっぽろ元気NPOサポートローン」、各部局の助成制度などが既に行われています。
246	・条例による財政的支援の対象を具体的に示して議論すべき。	基金による助成対象については要綱等において定めます。
247	・市の財政的支援と、基金による支援の位置づけの違いを明確にした方がよい。	市の財政的な支援の一つとして基金による支援があります。
248	・市が財政支援をする場合、そのプロセスを明確にしていく必要があるのではないか。	この条例では、市民、事業者による基金に積み立て、それを助成金として市民活動に対して支援する、市民が市民を支えるという趣旨です。
249	・市の施策について、「予算の範囲内」における予算項目は何か。また予算額はどの程度を想定しているか。	予算の具体的項目及び内容については、順次作成作業を進め、決まり次第、公表します。
250	・財政的支援をするのであれば、団体の情報をもっと一般市民に提供すべき。	支援対象となる団体はもとより、市民活動を行う団体の情報の公開に努めていきます。
251	・上限はあってもよいので、ボランティアに対し、交通費の助成があるとよい。	基金が行う助成対象は団体が行う公益的な事業となるので、事業の遂行に当たり、交通費が合理的な経費と認められれば助成対象経費になります。

(1%支援制度関連) 5件

番号	意見の概要	市の考え方
252	・1%支援制度の再検討を行ってほしい。コストがかかるのは、条例実施においても変わらない。	希望する市民の個人市民税の1%相当額を、希望する市民活動団体への助成に充てることのできる、いわゆる「1%支援制度」については、制度創設・運営のための多額のコスト等の費用対効果の問題、非課税者が参加できない等の参加の間口の問題、本市の厳しい財政状況を踏まえた財政の硬直化の問題等の理由から、当面は導入しないこととしました。財政的支援については、寄附の受け皿となる基金を設立し、さまざまな寄附の方法や仕組みを用意することで、幅広い市民が気軽に寄附ができ、活動に参加できるような寄附文化の醸成を図っていきます。
253	・断念した1パーセント寄附制度だが、ホームページなどで導入費用の寄附を募り、導入可能な金額まで積み立ててはどうか。	
254	・非課税の市民も参加できるよう、全ての市民を対象とした投票形式の1%支援制度を導入してほしい。	
255	・1%支援基金は、税の使い方として特定するのはおかしいし、導入することで、市民の納税意識が高まることはないと思える。	
256	・1%支援制度はコストがかかるし、非課税者を含めた市民の総意が反映されるか疑問なため反対。	

(財政的支援に反対、懐疑的) 4件

番号	意見の概要	市の考え方
257	・市の財政そのものが減少していく中、どのように動いていくのか。	市の予算の範囲内で行う財政的支援に関しては、活動のための融資制度、寄附を財源として行う先駆的活動への資金助成、各部局で行っている助成制度などがありますが、いずれに関しましても、その制度運営に関する事務コストの見直しを随時行い、運営の効率化を図っていきたくと考えております。
258	・市民活動は基金で支援することとなっており、市が予算の範囲内で活動資金の助成をするのは矛盾がある。削除すべき。	基金に受け入れた寄附は、市の公金として予算に計上し、収入及び支出を行うことから、予算の範囲内で助成を行うと表現したものです。従いまして、市民が市民を支えるという基金の考え方に反するものではありません。
259	・財政が厳しい中で市が市民活動を財政的に支援するのはおかしい。基金の設置のような支援は賛成。	
260	・市が財政的支援を行うことは、条例案の基本となる寄附・基金の理念に反するのではないか。	

【5 寄附文化の醸成を目指します】 29件

(寄附文化醸成に賛成) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
261 ～ 263	・寄附文化の醸成、良いことだと思う。(3件)	条例により、多くの市民が市民活動に関心を持ち、市民活動への寄附を気軽に行えるような仕組みを作りたいと考えています。

(わかりやすさ、透明性が必要) 7件

番号	意見の概要	市の考え方
264	・寄附額などの具体的な数字を示すなど、わかりやすい取組をしてほしい。	条例制定後には、具体的な寄附金の目標額を掲げ、市民及び事業者の協力を集めながら取組を進めてまいります。
265	・寄附文化に馴染みのない日本人の関心を集めるため、目に見える形でのリターンを充実させるか、それができなくとも、用途を明確にし、結果を報告させることは必要。	ご意見のとおり、寄附がどのように使われたかについて情報公開することは大切であると考えています。また、寄附者に対しては、お名前をホームページ等に掲載したり、寄附を受けた団体から感謝の形の報告や活動情報などが行くようにするなどしていきたいと考えています。さらに、一定金額以上の寄附者に対しては感謝状の贈呈や寄附者の名前を冠した基金の設置などについても考えています。
266	・寄附文化の醸成のための「必要な環境づくり」の具体的な方法はあるか。	必要な環境づくりとして、まず、寄附を行う多様な方法の用意があります。これは具体的には公共施設等への募金箱の設置、パソコンを通じてのワンクリック募金、基金の会員からの会費の納入、給与の端数を寄附する端数クラブ、市民活動フェスティバルでの募金活動などが考えられます。また、寄附を行う側も寄附者に対して必ず活動の報告を行ったり、当該団体が行うイベントへの案内を送付するなど、寄附者に対する積極的なアプローチを行っていただきます。このように、寄附を行う市民・事業者と寄附を受ける団体が相互に交流・コミュニケーションを図っていくことができるような仕組みを市が作り、相互のやり取りが活発化していくことにより、市民活動の寄附文化が醸成されていくと考えています。

267	・寄附による税の減免制度を、具体的に示す必要がある。	基金への寄附は税の優遇措置の対象となることから、このことは積極的にPRしていきたいと考えています。
268	・何を目的に募金や寄附をするのかを明示し、市民にそれを有意義なことと感じてもらふことが重要である。	寄附や募金を募る際には、寄附がどのような活動に役立てられるのか、具体的なわかりやすい事例を出して、理解を求めたいと考えています。
269	・寄附文化の醸成を目指すなら、項目として載せるだけでなく、具体性を明記し、項目そのものが実現可能か否かを再考してほしい。	市民活動のための寄附文化の醸成は、基金を中心に取組を進めていくことを考えており、具体的には基本計画やPRの中で明示します。
270	・寄附文化の定着のために、基金設置だけでなく、どのように市民や企業にアピールしていくかが課題。	ご意見のとおり、基金の目的、寄附の意義、助成制度の趣旨等について、積極的にPRしていきたいと考えています。

(それぞれの役割について) 2件

271	・「寄附＝参加」の認識、寄附の意義について理解してもらうため、市が担うべき役割を具体的に盛り込むべき。	条例素案においては、寄附文化の醸成は市民、事業者及び市の協働により図っていくべきことが書かれています。そのための市の具体的な役割としては、「市の役割」である総合的な施策の実施、「市民活動促進基本計画」、「市の支援体制」、「情報の支援」、「基金」で規定されています。また、市民及び事業者の役割については、それぞれ「市民の役割」及び「事業者の役割」の中にその趣旨が含まれています。
272	・「寄附＝参加」の認識を広めるための「市民」、「事業者」としての責務についても触れても良いと思う。	なお、ご意見をいただきました「責務」については、市民活動が自発的な活動であることから過大な負担とならないよう「責務」ではなく「役割」としました。

(疑問) 5件

番号	意見の概要	市の考え方
273	・誰もが気軽に募金や寄附できるような仕組みづくりは、実態から考えると安易な意義付けである。	誰もが気軽に募金や寄附ができるようにするために、ただ募金箱を設置するのではなく、寄附から助成に至る一連のプロセスや寄附がどのような活動に役立てられるのかなどについて、積極的かつわかりやすくPRしていきたいと考えています。
274	・イメージから「こうありたい」という思いが伝わってこなく残念。	
275	・寄附に対する税の優遇措置は現状では寄附文化を育てるのに十分とは思えない。	現行の税の優遇措置に関して、より多くの市民に知ってもらおうよう、この制度についてPRしていきたいと考えています。
276	・寄附文化を育てるのは良いが、平等、公平といった概念を持ち込まないようしてほしい。	寄附文化は基本的には市民が市民を支える仕組みであることから、市としてはそれを下支えする環境づくりに努めてまいります。
277	・寄附文化の醸成は、市民活動への参加意識の向上に含まれるもので、章のテーマとしては馴染まない。	寄附文化の醸成は市民が市民を支えるこの条例の重要なポイントであることから、別に章立てをして、明示しているところです。

(寄附文化醸成に否定的) 2件

番号	意見の概要	市の考え方
278	・寄附はあくまで本人の意思によるもので、強制すべきではない。	
279	・寄附は自発的なものであるため、寄附文化の醸成といったことは条例で定めないでほしい。	寄附は自主性と自発性が尊重されるべきであり、この条例により、市民活動に関して多くの市民に知ってもらい、市民活動のための寄附の意義について理解していただくことが最も重要と考えます。

(意見・要望) 10件

280	・税制を改めて寄附行為を容易にできるようにしてほしい。	税制改正自体は国の権限に属することなので、市としては現行制度の寄附金控除をPRして寄附に関する関心を高めていきたいと考えています。
281	・短く簡単に誰でも理解できる内容の主旨をつけた募金箱を人目に止まる場所に設置して協力を求めているかどうか。	公共施設だけでなく、民間の施設にも募金箱を設置することを検討していきたいと考えています。
282	・国内、国外での自然災害やテロ被害への寄附を行う募金を、市でつくってはどうか。	大規模災害の時には、これまで札幌市としても募金活動を行ってきております。
283	・市内の失業者やホームレス、障がい者への生活費の助成を行う募金を、市でつくってはどうか。	ご指摘の点は、福祉分野の個別の施策の事柄かと考えますので、ご理解をお願いいたします。
284	・市職員が率先して寄附を行う団体を組織し活動を行い、それを他の大組織にも波及させていくことで、寄附文化を醸成してほしい。	ご意見の趣旨などを踏まえて、寄附文化の醸成のための様々な取り組みについて検討を行います。
285	・毎月、テーマを変えて、様々な選択肢を用意して寄附を募り、その結果などをホームページなどで公開すると、どんな活動につながったかがわかり、興味が継続できると思う。	重点テーマごとに寄附を集める仕組みを基金の中に取り込むことについて検討していきたいと考えています。
286	・気軽に寄附できるような場があるとよい。	公共施設に募金箱を設置したり、パソコンでいつでも募金できるワンクリック募金の仕組みを作ったり、また、市民活動フェスティバルで寄附を受け付けたりするなど、気軽に寄附できる場について考えてまいります。
287	・電子マネーで寄附できるとよい。	ご提案については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
288	・町内会に割り当てられている多くの寄附金の現状をどう分析しているのか理解できない。税金の使い方を変えることで、寄附に相当する財源の確保ができるのではないかと。	札幌市の財政は非常に厳しい状況にあることから、これまでも様々な見直しを行っているところであり、ご指摘の内容も含め今後とも行っていく必要があると考えております。 しかしながら、仮に他事業の見直しを行い、財源を生み出したとしても、それを財源として新たな助成制度を創設することは、結果として財政の硬直化を招くことから、将来の市の財政状況を考えると適切ではないと考えております。 また、市民の活動を市民が支えるというこの条例の趣旨からも、市民や事業者の自発的な寄附により行うことが相応しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
289	・子どもに対しては、直接的な寄附だけでなく、ボランティア活動や地域通貨による寄附といった代替手法も確立するとよい。	ご提案の趣旨を踏まえ、子どもが興味を持って市民活動に参加できるような機会の設定についても検討していきたいと考えています。

【6 市民活動を支援するための基金の設置】 49件

(必要性) 2件

番号	意見の概要	市の考え方
290	・基金のような財政的支援は必要。	市民活動を支援するための基金を設置し、寄附文化の醸成を図っていきます。
291	・市民憲章で集められ使途も不明な寄附金などもあるなかで、安易に基金設置といわれても賛成できない。	市民活動促進基金では、助成を受けた団体が使途と事業結果について寄附者及び市民に報告することを義務付け、基金制度の透明性を確保します。

(基金のわかりやすさ) 4件

番号	意見の概要	市の考え方
292 293	・基金の意図を明確にし、市民が参加しやすいようにしてほしい。(2件)	ご意見にあるように、わかりやすい基金を目指し、寄附方法、助成までの流れ、助成対象となる団体の態様、助成される事業例、助成された団体の義務などについて、今後、ホームページやパンフレットを作成し具体的に説明いたします。
294	・どの程度の基金でどういった活動ができるのか、また、どの程度の募金を必要としているのか、などを示すことで、共感を得られる募金活動となるのではないかと。	
295	・資金の支援については、あまり期待感を持たせない方がよいし、目標額等がわかるとよい。	

(助成先の選定) 20件

番号	意見の概要	市の考え方
296 299	・活動内容をよく把握して助成してほしい。(4件)	基金の助成に当たっては、市民活動促進テーブルにより、団体登録の際の審査、事業申請の際の審査、活動結果の報告の審査、事業内容の公開などを行います。
300	・一つの団体での構成員の人数、また、自己資金内容について具体的には制限を入れなくてもよいのか。	助成に申請できる団体の構成員の人数基準も設ける予定です。また、分野指定助成では、他の団体のモデルになるような先駆的な事業を対象に行う予定ですが、この助成を受けるには自己資金もある一定程度必要になると考えています。なお、詳しい助成内容については、要綱や説明パンフレットを作成します。
301	・助成の基準を高め置いて、助成先を絞るといっても一つの手ではないか。	
302	・財務状況の確認や事業の抜き打ち監査等が必要だと思うが、促進テーブルや事務局で対応できるか疑問。	促進テーブルで必要と判断したときに、市と促進テーブルの専門部会が実地調査、代表者へのヒアリング調査等を行うことになると考えています。
303	・助成は、既存団体だけでなく、新規に団体を立ち上げる場合にも行われるとよい。	分野指定助成では、新規団体でも条件が適えば申請できます。
304	・小規模活動グループや活動開始直後のグループも助成の対象に含めて考え、地域社会全体で、市民活動への「補助・助成・委託事業」が拡大されることを願う。	分野指定助成では、小規模団体であっても、他の団体と連携して事業を行う場合には、対象とする考えです。
305	・「一定規模以上」等の特定の団体を対象とした場合、寄附する側の選択肢が狭くなり、また、寄附される側にとっては、多くの団体が関係のない制度になる。	

306	・基金が特定グループに集中する懸念がある。	公正・公平性を保つために促進テーブルで厳正な審査を行ってまいります。
307	・余裕のない市民団体等への活動報告作成のフォローなども必要かと思うが、事務量等含め、市が対応するかどうかは慎重な検討が必要。	事業報告の作成等は助成を受けた団体の義務となりますが、報告書の書き方や見本を市が作成し公表することや、様式をホームページからダウンロードできるようにするなど、助成を受けた団体があまり負担にならないよう配慮と工夫をしていきたいと思っております。
308	・基金の助成対象として、福祉のまち推進センターと社会福祉法人札幌市社会福祉協議会を含めてほしい。	社会福祉法に基づく社会福祉法人はこの条例の基金による助成対象には含みませんが、任意団体である福祉のまち推進センターは助成の対象とする予定です。ただ、申請を行う事業に対して既に札幌市における他の助成制度による助成を受けている場合には、重複して本基金の助成を申請することはできないこととします。
309	・団体指定寄附制度の登録団体として、福祉のまち推進センターを含めてほしい。	
310	・いろいろな団体から申請が出た場合、どう対応するのか。	担当課と促進テーブルの密接な連携のもと、状況に応じ対応していきたいと考えています。なお、分野指定助成では、1次審査の書類選考、2次審査の公開プレゼンテーションで段階的に選考・審査を行い、効率的な審査を進めてまいります。
311	・助成を受けた団体は、名刺やホームページなどに助成マークのようなものをつけてはどうか。	ご意見は、今後、助成制度実施後の参考にさせていただきます。
312	・助成した団体をホームページで公表し、その団体に対して市民が意見や要望を言えるようにしてはどうか。	
313	・活動を理解し共感した団体へ寄附できるのか、それとも全ての団体に均等に寄附されるのか。自分は主旨に賛同できる団体へしか寄附しない。	団体指定助成では、登録された団体の中から、応援したい団体を1つ選んでいただき、寄附できる仕組みです。このような寄附があった場合、寄附者の意向を尊重して指定された団体の事業に助成を行います。
314	・団体の活動範囲（地域）で寄附団体を選べるようにしてはどうか。	基金運営に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
315	・基金の助成は、妥当性の検証が不可欠である。一定額以上の助成は、団体への審査の厳格化や報告・公表の義務付けを行うべき。	助成に当たっては、一定の基準に基き審査を行うとともに、助成された事業の報告も公表していきます。

(基金の運用) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
316 ～ 318	・寄附等による支援についても、皆が納得する使い方となるよう配慮する必要がある。(3件)	基金による助成に当たっては、促進テーブルにより、一定の基準に基き厳正な審査を行うとともに、チェックについても、申請時はもちろん、事業実施中、事業終了後というように、複数のチェックを行うようにします。また、事業結果については、ホームページ等で公表します。

(資金の調達) 5件

319	・寄附や基金で十分な資金調達ができるのか、疑問である。	寄附を集めるために、さまざまな寄附方法を用意するとともに、寄附の募集に関して積極的にPRを行います。また、寄附を集める際には、市だけでなく、当事者である市民活動を行う団体とも連携しながら、寄附を集める努力をしていきたいと考えています。
320	・基金を設けて団体を支援すると言うことだが、お金は集まるのか。	
321	・市長、市職員も基金づくりに大いに参加してもらいたい。	ご意見を参考に、市職員の協力も得られるような効果的な取り組みについて検討していきます。
322	・会員制度で寄附を集める案の中で「様々な特典が得られる」とあるが、例えばどんなことか。	会員の特典として、登録団体からの活動に関する情報の提供、市民活動フェスティバルで行われる有料イベントへの優待券の贈呈、会員限定記念品の進呈などを想定していますが、具体的には今後さらに検討します。
323	・基金の管理は民間に任せてはどうか。寄付金を集める企画は民間の知恵と行動を活用すべき。	寄附金を集めるために民間の協力を得ることは考えていますが、市の施策の一環として基金を設けているため、基金の管理については市が行います。ただ、広く各方面からのご意見を伺いながら進めるために、市民及び事業者も参加する市民活動促進テーブルの協議を踏まえて、適切な運営に努めていきます。

(基金設置の前にすることがある) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
324	・資金の支援より、寄附文化を根付かせることの方が重要と思える。	市民活動促進基金を核に市民活動のための寄附文化の醸成を図っていきたくと考えています。そのためにも、ご指摘にあるように、寄附が集まってこそその資金支援となるので、寄附金を集める努力を市民及び事業者との連携のもと行っていきたくと考えています。
325	・市が基金を作るより、目的にあった基金の紹介や国への税制改正の働きかけの方が重要。	札幌市の秘書部で全基金のPRのためのホームページを作成します。また、税制改正の国への働きかけについては、過去に北海道市長会（札幌市含む）が「特定非営利活動法人の税制上の優遇措置について」の要望書を国に提出していますが、今後も機会があるごとに要望されていくものと考えられます。
326	・市民の寄附の前に、行政が無駄を省き、基金を準備するのが第一歩と考える。	札幌市は「市役所改革プラン」における、行財政改革の取り組みの中で、経費の節減や効果的な事務の遂行などに努めているところです。なお、この基金は市民による寄附で市民活動を支える趣旨でありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(表現について) 4件

番号	意見の概要	市の考え方
327	・「指定寄附」の部分で、必ずしも希望通りにならない、との記載は必要か。	この基金では、助成を行う際に寄附者の意向を尊重しますが、最終的には市民活動促進テーブルの意見を聴いて市が助成について決めることになるので、「必ずしも寄附者の希望通りにならないことがある」旨をご理解いただくことが必要と考えております。

328	・「どこに助成したのか、助成を受けた団体が資金交付を受けどのような活動を行い、どのような効果があったのか、公表する」ということを入れてはどうか。	ご意見の内容は、助成制度の要綱等の中に盛り込みたいと考えます。
329 ～ 330	・「処分された基金の額を財源」として、という表現がわかりにくい。「市民や事業者から集めた寄附金を財源として」とした方がいい。(2件)	ご意見を踏まえ、わかりやすい表現に改めるのが適切と判断し、「処分された基金の額を財源として、」という表現を、「基金の額を財源として、」に改めます。

(その他) 8件

番号	意見の概要	市の考え方
331	・指定寄附は、NPO等の評価に直結するものの、人気競争になりかねないことが不安。	基金による助成(団体指定助成・分野指定助成)では団体ではなく、活動に着目して行うことから、申請された事業内容について総合的に審査し、判断した結果、助成するしないを決定します。
332	・ワンクリック募金は、セキュリティをしっかりとしてほしい。	ご指摘のとおり、セキュリティ確保に十分留意して行っていきたいと考えます。
333	・基金において「端数倶楽部」はよい方法だと思う。企業に呼びかける前に、市役所で見本をみせてほしい。	ご意見の趣旨などを踏まえて、効果的な取り組みについて検討していきたいと考えています。
334	・市民活動団体には、支払先を限定しない財源が必要であるが、補助金等は人件費に用いることができないため、不足している。	この条例における基金では団体が行う事業に対して助成を行うことになり、寄附金により財源をまかなうことから、助成金額の枠も限られてきますので、経常経費としての人件費等に助成金を充てることまでは現在のところ考えていません。
335	・「市民活動フェスティバル」で、市民や事業者に共感を得てもらうことができるか。PRの方法や機会が課題だと思う。	市民活動フェスティバルでは、市民活動について、わかりやすくPRを行う予定です。PR方法として、市民活動を行う団体が一方的に活動の報告を行うのではなく、例えば、市民向けにわかりやすく、工夫を凝らして活動を発表してもらったり、市民参加でイベントを行ったりするなど、多様な方法が考えられます。また、市民活動を行う団体自らが自発的に寄附を募ったりする場も設け、市民活動の内容と寄附の意義について、広く知っていただく機会として活用します。
336	・公共性が高いが、財政が悪化し事業の継続が困難な団体に、基金から運転資金の助成や経営コンサルを実施してはどうか。	この基金は、公益的な事業に対して助成する制度であり、運転資金の助成や経営コンサルタントを実施するものではありませんので、ご理解のほどをお願い申し上げます。
337	・町内会に住民組織助成金を出している以上、基金からの助成は「バランス」をとらなくてよいのか。	本条例で設置する基金における助成金は、基金により行なう助成金につきましては、それぞれの団体の活動に着目して交付することとしております。一方、住民組織助成金は、団体に着目したもので、主に基礎的な運営に係る経費などに活用されているものであることから、活動のために交付する基金による助成金と性質が異なります。こうしたことから、町内会活動に対する現行制度の助成はその水準を維持するよう努めてまいります。
338	・基金の助成対象に町内会・自治会があるが、別途実施している助成を見直すといったことはあるのか。	

【7 市民活動促進テーブルの設置】 35件

(必要性) 8件

番号	意見の概要	市の考え方
339 ～ 346	・促進テーブルの設置には大きな意味があると思う。(8件)	市民、事業者及び市が市民活動の促進に関し、共に意見を交換し、条例と基本計画が実効性あるものにしていくようにします。促進テーブルの活動の状況や議論の内容についてはホームページや紙媒体を通じて市民に公表し、あわせてそれらに対する幅広い市民の意見も聴いていくようにしていきます。さらに、促進テーブルが十分機能していくように、市の内部でも検証する機会を設けていきたいと考えています。 また、促進テーブルでは、委員がそれぞれの立場で自由に意見を述べられる場となるよう、市として運営に留意していきます。

(具体的な役割等について) 8件

番号	意見の概要	市の考え方
347	・促進テーブルの意義を明確にするため、設置目的についての項目を設けてはどうか。	促進テーブルの目的・意義が明確になるよう、ご意見を踏まえ、「市民活動の促進に関し必要な事項について調査審議するため、」という文言を加え、条文を修正します。
348	・意見交換にとどまらず、市民意見が施策に反映できるとよい。	促進テーブルで議論されて出てきた意見については、これを尊重し、施策に反映させるべきものは反映させていきます。
349	・ビジョンの共有や取組推進に向けた体制や手法、予算の検討、議会と施策、市民活動とのかかわりを考える場にしてほしい。	ご意見を参考に、市民活動の促進に関して、総合的に協議を行う場とします。
350	・組織及び運営に関して、もっと具体的に定めておいたほうがよい。	条例では、組織・運営の基本的事項について定め、更に詳細な事項については、規則等で定めます。
351	・意見交換の場としてはよいが、どのような場所、日程で実施するか明確にすべき。	
352	・町内会や区で討議を行うのか、明確にしてほしい。	市民活動促進テーブルは市長の附属機関として設置するものであることから、町内会や区で討議を行なうことは考えておりません。
353	・市民活動促進テーブルでの議論の内容を市民に公開し、市民に身近な組織として機能させるべき。	促進テーブルの活動の状況や議論の内容についてはホームページや紙媒体を通じて市民に公表し、あわせてそれらに対する幅広い市民の意見も聴いていくようにしていきます。
354	・基本計画の内容が定まらないまま、役割として「～努めるものとする」という記載があることに不安が残る。促進テーブルの役割を基本計画の策定まで拡大し、構成も3主体平等になるような変更が必要ではないか。	市民、事業者及び市の役割の規定は努力規定なので、行動を強制するという意味でなく、行動を期待するとの意味を含むものです。これは、市民活動を行うものの自主性・自発性が尊重されるべきなのと同じく、市民活動への支援もまた自主的・自発的に行われるべきものであるからです。また、条例に規定される内容も概括的なものであるため、具体的な内容については基本計画の中で定めることとなります。基本計画については、その作成そのものは市が行いますが、市民や専門家の意見を聴きながら行う必要があるため、促進テーブルの議論を経ることとなります。

(構成について) 5件

番号	意見の概要	市の考え方
355	・必要な組織であるが、素案では、規模が小さく、根本的に足りないように思う。	促進テーブルにおいては、テーマや課題に相当踏み込んで、具体的かつ集中的な議論を想定しているため、10名を超える人数になると、各委員が意見を十分に述べる時間がなくなったり、意見が散漫になったりするなどが考えられるため、10名以下としたところです。幅広い市民の意見を聴く機会の設置については、促進テーブルで行うワークショップへの市民参加や市のホームページでの意見募集など、今後検討していきたいと考えます。
356	・委員構成は10名では少ないと思う。	
357	・10名以内で構成とされているが、この人数で多様な立場の意見が反映されるが疑問。	
358 359	・公設民営で運営、区民テーブルや地区毎の自治協議会の設置、市議会議員を交えた政策議論の実施等を提案したい。(2件)	

(委員の選定について) 13件

番号	意見の概要	市の考え方
360	・市民公募は、一部ではなく半数程度にしてはどうか。	促進テーブルの委員構成、任期、会議等の具体については、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」に沿って、別途、規則等で定めることとなります。現在のところ、委員構成としては、市民活動に関わりのある、町内会、ボランティア団体、NPOの関係者、市民活動を支援する側である地元企業関係者、そして、市民活動に専門的な知見を有する学識経験者、専門家、さらには、公募市民などを想定しております。選任の際には、要綱に基き、長期在任制限、女性委員登用など留意して決めます。また、促進テーブルの委員募集から選定までの状況等に関しては、適宜、ホームページ等でお知らせします。あわせて、公募委員については、市民活動を行っていない市民の方も含め、広く応募を募りますので、委員公募のときには、市民の皆さんにさまざまなかたちでお知らせします。
361 372	・委員の選定が重要。関係団体の長ばかりで構成しないことが重要。(12件)	

(表現について) 1件

番号	意見の概要	市の考え方
373	・わざわざ「テーブル」とせずとも、「円卓会議」でよいのではないか。	今までにない新しい性格の協議機関ということと、呼びやすい名称ということでテーブルと名付けたものです。

【その他】 33件

(町内会について) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
374	・町内会の役割は重要だが体質改善が不可欠。NPO的な視点から、町内会改造を行政主導で進めてもらいたい。	町内会活動は、市内のほとんどの地域で組織され、約4分の3の世帯が加入する、札幌市のまちづくりにとって最も重要かつ不可欠な活動であると考えております。このような、町内会は地域の方々が自主的な意思で設置し、自立的に運営されている団体であることをご理解いただきたいと思います。

375	・町内会の活性化は、地域を変え、札幌をさらに魅力あふれる街にしてくれると信じる。	町内会活動は、市内のほとんどの地域で組織され、約4分の3の世帯が加入する、札幌市のまちづくりにとって最も重要かつ不可欠な活動であると考えておりますことから、札幌市といたしましては、今後ともその活動の更なる活性化、活発化に向けて支援を行なってまいりたいと考えております。
376	・町内会組織の充実を図り、「絵に描いた餅」にならないようにしてほしい。	

(ボランティアについて) 2件

番号	意見の概要	市の考え方
377	・ボランティアが本当に必要な方とそうでない方をきちんと見極める目を持つようにしてほしい。	条例素案の「情報の支援」の中で、市として市民活動に関連する情報の収集・提供の充実を図っていきたくと考えています。具体的には、市民活動に関する団体、人材、場、助成金、イベント等に関する情報を包括的に提供するホームページを作っていきたいと考えています。
378	・幅広いボランティアリストを作成し、そこから募集をかけるのがよい。	

(市民活動の担い手について) 4件

番号	意見の概要	市の考え方
379	・活動人員について、老人ではなく、ニートに目を向けてはどうか。	条例素案の「人材の育成支援」の取組みの中で、団塊の世代も含めた幅広い市民が参加できるような学習機会を開設し、市民活動に関心を持ち、参加していけるようなきっかけづくりも行っていきたいと考えています。
380	・団塊の世代に大いに期待する。	
381	・町内会には、会社勤めの方や主婦の方なども参加できるような工夫をしてほしい。	
382	・団塊の世代が地域のまちづくりに関わってほしいと思う。	

(天下りにについて) 5件

番号	意見の概要	市の考え方
383 387	・市民活動サポートセンター、寄附の～受け皿としての基金、附属機関としての活動促進テーブル等を組織するための人員の増加は、天下り先になりうるので反対。(5件)	ご指摘にある制度が、市OBの再就職先となることは考えられません。

(その他) 6件

番号	意見の概要	市の考え方
388	・助成金が減っているため、活動は十分考えてやっていかなければならなくなっている。	この条例では市民活動を促進するための基金を設置し、市民活動に対して助成を行う制度をつくります。
389	・資金不足で悩んでいるので、条例が制定され、支援が活動の資金に充てられるようになれば、取組がしやすくなる。	
390	・市民活動の議論は、英語ではなく、わかりやすい日本語をを使用して議論してほしい。	わかりやすい言葉を使い、議論をして公表いたします。
391	・学校のPTA活動と地域の連携など、二世帯、三世帯が関わり合う活動団体を広げていき、高齢化社会のバランスをとってほしい。	ご意見を踏まえて活動が広がるよう努力していきます。
392	・議会の政策形成、合意形成力が試されていると思う。	条例制定前はもちろん、制定後においても、条例に関して議会に説明・報告し、議会の議論を十分行うことが重要と考えています。

393	<p>・市民活動により、市が行っていた「行政サービス」がどれだけ削減されると考えているか。</p>	<p>市民活動の促進により行政サービスが削減されるというよりも、行政サービスの質的転換と考えています。具体的には、今まで直接行政が取組んできたような分野についても、市民活動が代わってその公共サービスを担うということが出てくるので、その場合、行政の関わり方として、そのような市民活動が活発になるような環境づくりや条件整備に努めることが必要と考えています。</p>
-----	---	--

(感想など) 13件

番号	意見の概要	市の考え方
394	・その他 (福祉)	<p>この条例は、市民活動の促進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進するために、3者の役割を明確にするとともに、市民活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めるものです。札幌市の福祉、子育て、教育、環境などの各政策分野における市民活動関連施策を展開する際に、この条例を指針としていきます。</p>
395	・その他 (福祉ボランティアの心構え)	
396	・その他 (子育て)	
397	・その他 (教育)	
398	・その他 (いじめ)	
399	・その他 (通学時の老人の見回り)	
400	・その他 (通学時の老人の見回り)	
401	・その他 (ごみ置き場)	
402	・その他 (冬の道路修復工事)	
403	・町内会への苦情	
404	・その他 (町内会への苦情)	
405	・その他 (議員)	
406	・特に意見なし	